

小樽市指定地域密着型サービス事業者等運営指導実施要綱

第1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出など及びそれに基づく措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付、予防給付及び第1号事業（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保、保険給付及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定第1号事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第37号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第38号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第40号）、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年1月厚生労働省令第5号）「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚

生省令第41号)、「指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月厚生省告示第21号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第126号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第127号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第128号)、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第129号)、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成12年2月厚生省告示第22号)、「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「小樽市介護予防・日常生活総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱に掲げる基準」等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導対象

居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定第1号事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者(以下「サービス事業者等」という。)を対象とする。

ただし、本市に指定監督権限がある指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る

る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定第1号事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者を優先するものとする。

第4 指導形態等

指導形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用動画配信等による実施も可能とする。

2 運営指導

次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

(1) 本市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

(2) 厚生労働省、北海道及び本市が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

第5 指導対象の選定

指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準を標準として対象の選定を行う。

1 集団指導の選定基準

原則本市に指定監督権限がある指定地域密着型介護サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定第1号事業者を対象とする。

2 運営指導の選定基準

(1) 一般指導

原則本市に指定監督権限がある指定地域密着型介護サービス事業者、指定地域密着

型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定第1号事業者を対象とする。また、次の基準を標準としてサービス事業者等を選定し、毎年度計画を策定し、実施する。

ア 新たに介護給付等対象サービスを開始し、又は、入居（入所）定員を増加したサービス事業者等

イ その他運営指導が必要と認めるサービス事業者等

(2) 合同指導

合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

ア 複数の市町村で指定を受けているサービス事業者等を対象に実施する。

イ その他特に合同指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(3) 北海道との連携

北海道と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

第6 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を配布する等、必要な情報提供に努めるとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

2 運営指導

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となるサービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

①運営指導の根拠規定及び目的

②運営指導の日時及び場所

- ③運営指導担当者
- ④サービス事業者等の出席者（役職名等で可）
- ⑤準備すべき書類等
- ⑥当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

(2) 出席者

指導にあたっては、指導対象となるサービスの管理者、介護支援専門員、介護給付費等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

(3) 指導方法

運営指導は、厚生労働省による介護保険施設等運営指導マニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(4) 指導体制

2名以上の班を編成し、うち1名は係長職以上の職にある者とする。

(5) 指導結果の通知等

運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、指導実施後、原則30日以内に文書によりその旨の指導の通知を行うものとする。

(6) 改善状況報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書により報告を求めるものとする。

(7) 自主点検に伴う自主返還

運営指導の結果、介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、当該サービス事業者等に対し、指導事項に係る過誤分を含めた自主点検を指示する。

第7 監査への変更

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- 1 介護給付費等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 2 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 3 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

- 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

第8 関係機関との連携

指導にあたっては、関係機関との連携を図り、合同で実施するなど効率的に行うものとする。

第9 その他

運営指導に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成19年 3月26日から施行する。

平成19年11月12日一部改正

平成30年 8月 1日一部改正

令和 元年 5月 1日一部改正

令和 5年 4月27日一部改正